2026 年 3 月 2 日

2026 年度　奨励金受給者募集要項

公益財団法人
石井記念証券研究振興財団

１．奨励金の趣旨

この奨励金は、金融・証券に関する有益な研究活動を行う者及び優秀な学生に対し、財政的支援を行うものです。

これにより有為な人材の育成を図り、我が国の金融・証券分野の一層の発展に寄与することを目的としています。

2．奨励金の特色

この奨励金の特色は次の通りです。

（１）奨励金受給者は、金融・証券に関する研究調査の分野に従事するか、または将来その分野での活躍を希望する者の中から人選します。

（２）奨励金は給付します。返済の義務はありません。

（３）他の奨学金または奨励金との併給は問題ありません。

（４）奨励金受給期間終了後の進路は本人の自由です。

３．奨励金受給者の選考基準

次の各条件を満たす者から選びます。

（１）本財団が指定する大学または証券分野の研究を行う研究機関に在籍し、学業・人物ともに優秀である者。

（２）在籍する大学または研究機関によって推薦された者。

（３）将来社会の発展に貢献し得る能力を持ち、証券関係分野での活躍が期待される者。

なお留学生も選考対象に含みますが、優先するものではありません。あくまでも成績優秀者に限ります。

４．奨励金受給者の募集人数

本年度の新規奨励金受給者の募集人数は、次の通りです。

（１）本財団が指定する９大学の３年次の在籍者で、１大学１名、合計９名。

（２）本財団が指定する証券分野の研究を行う研究機関の在籍者１名。

５．給付金額、給付期間、給付方法

（１）給付月額

５万円とします。

（２）給付期間

大学生は原則として３年次から２年間とします。但し３年次の学業成績により、１年間で給付を中止する場合があります。

研究機関に在籍する者は最長で３年間とします。

（３）給付方法

奨励金は７月上旬に４月から９月までの６ヵ月分を支給し、その後は３ヵ月分ずつ分割支給します。

６．奨励金給付の中止

奨励金受給者が次の各号のいずれかに該当すると本財団または所属大学・研究機関が認めた時は、奨励金の給付を中止します。

（１）傷病などのため、学業や研究活動の継続が困難となったとき。

（２）学業成績または操行が不良となったとき。

（３）奨励金を必要としない理由が生じたとき。

（４）奨励金受給者として適当でない事実があったとき。

（５）所属研究機関または大学で処分を受け、退職または学籍を失ったとき。

７．大学または研究機関における受給候補者の推薦

（１）本財団は、学生または研究者の推薦を指定する大学または研究機関の代表者に依頼します。

（２）大学及び研究機関は、候補者の推薦にあたって、その手続き、期限、その他の適切な処理をお願いします。

８．奨励金受給者の選考方法及び決定通知

（１）下記の奨励金受給者選考委員会による評価結果を基に受給者を決定し、通知します。

奨励金受給者選考委員会

委 員 長	柴垣　和夫	東京大学名誉教授
副委員長	石井　　登	立花証券株式会社取締役会長
委　　員	齊藤　真紀	京都大学公共政策連携研究部教授
委　　員	髙橋　昇吾	立花証券株式会社常務取締役
委　　員	土屋　卓洋	立花証券株式会社元取締役副社長
委　　員	横田　絵理	慶応義塾常任理事

（２）選考方法は以下の通りとします。

書類審査により行います。なお大学生は事前に全員の面接を行います。

（３）選考結果の通知

選考結果は、６月下旬に書面により在籍大学・研究機関の代表者及び申請者に通知します。

９．申請の手続き

申請者は、次の書類を提出期限までに在籍する大学または研究機関を経て申請してください。

（１）提出書類等

奨励金受給申請書（推薦書）

成績証明書（学生）

写真２枚（１枚は願書に貼付する）

（２）提出期間

2026 年３月２日月曜～６月８日月曜（必着）

１０．書類提出先・問い合わせ先

公益財団法人 石井記念証券研究振興財団 事務局

103－0025
東京都中央区日本橋茅場町１－１３－１４
03-3667-5898
zaidan@1ban.co.jp
https://www.tachibana.or.jp/

以　上